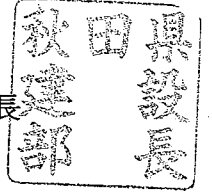


建 政 - 482
平成30年7月2日

建設業関係団体等の長 様

秋田県建設部長



設計調査等関連業務を行った者の建設工事入札参加の取扱い
に係る入札関係通知等の一部改正について（通知）

本件の建設行政の推進につきましては、日頃格別の御理解、御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、設計調査等関連業務を行った者の建設工事入札参加の取扱いについて別紙のとおり入札関係通知等を改正し、平成30年8月1日以降に指名通知又は発注公告を行う建設工事から適用することとしましたので、お知らせします。

なお、「設計調査等関連業務を行った者を建設工事に指名する場合の取り扱いについて」（平成8年4月1日監-162）は、廃止します。

また、貴会の会員に対する周知について御協力くださるようお願いいたします。

担当：秋田県建設部
建設政策課 建設業班
電話：018-860-2425
FAX：018-860-3800

30.7.-4

297

設計調査等関連業務を行った者の建設工事入札参加の取扱い に係る入札関係通知等の一部改正について

1 改正理由

対象工事の調査業務、計画業務、設計業務を行ったと認められる者については原則として当該工事の入札への参加を認めていないが、県が発注する建設工事の入札参加者の数を増加させるため入札参加を制限する当該建設工事に関する業務の範囲を改める等の必要がある。

2 改正内容

指名の基準に関する運用基準について（平成6年3月30日監-1781）の一部改正

7（ル）その他の留意事項について、対象工事の「測量」と「計画や設計を含まない調査業務」を行った者については、当該工事の入札への参加を認めるものとする。

3 施行期日等

- (1) この通知等は、平成30年8月1日から施行することとする。
- (2) この通知による改正後の指名の基準に関する運用基準についての規定は、平成30年8月1日以降に指名通知又は発注公告を行う建設工事から適用することとし、同日前に指名通知又は発注公告を行う建設工事については、なお従前の例による。
- (3) 設計調査等関連業務を行った者を建設工事に指名する場合の取り扱いについて（平成8年4月1日監-162）は、廃止することとする。
- (4) この通知の施行前にした指名通知又は発注公告に係るこの通知による廃止前の設計調査等関連業務を行った者を建設工事に指名する場合の取り扱いについての規定の適用については、なお従前の例による。

指名の基準に関する運用基準についての一部改正について

指名の基準に関する運用基準について（平成6年3月30日監一1781）の一部を次のとおり改正する。

指名の基準に関する運用基準についての一部改正新旧対照表

新	旧
7 第4項に規定する留意すべき事項の運用は、次のとおりとする。 (イ)～(ヌ) 略 (ル) その他の留意事項について 公平な競争を確保するため、工事の計 画業務又は設計業務（これらの業務と一 体的に行われる調査業務を含む。）を行 ったと認められる者（代表者を同じくす る者を含む。）については、原則として 当該工事に指名しないものとする。	7 第4項に規定する留意すべき事項の運用は、次のとおりとする。 (イ)～(ヌ) 略 (ル) その他の留意事項について 公平な競争を確保するため、工事の設 計調査等関連業務を行った 者（代表者を同じくす る者を含む。）については、原則として 当該工事に指名しないものとする。

附 則

- この通知は、平成30年8月1日から施行する。
- この通知による改正後の指名の基準に関する運用基準について7（ル）の規定は、平成30年8月1日以降に公告等を行う建設工事から適用し、同日前に公告等を行う建設工事については、なお従前の例による。